(ｳ)　トンネル内空面積(覆工後の内空面積)が70㎡以上の工事であること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①、③　第１号２⑹①、③に同じ。

②　１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴⑤(ｱ)、(ｲ)に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、上記(ｱ)、(ｲ)は同一工事であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

⑶　第１号２⑼に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ。

⑵　総合評価の方法

①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ｱ)、(ｲ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ｳ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ｱ)　技術提案の項目として「楮根第２トンネル直上に設置されている鉄塔の沈下許容値を満足するための具体的配慮事項」

(ｲ)、(ｳ)　第１号３⑵②(ｲ)、(ｳ)に同じ。

⑤　②(ｱ)の「楮根第２トンネル直上に設置されている鉄塔の沈下許容値を満足するための具体的配慮事項」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②(ｲ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑷　⑵②(ｱ)「楮根第２トンネル直上に設置されている鉄塔の沈下許容値を満足するための具体的配慮事項」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

４　入札手続等

⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①、②　第１号４⑹①、②に同じ。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年１月18日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成25年１月23日14時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

５　その他

⑴～⑮、⑰、⑱　第１号５⑴～⑮、⑰、⑱に同じ。

⑯　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２⑴に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　The same with notice above (No. 1).

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Chubu-Oudan Kazone area tunnel.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月19日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長　吉永　清人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第21号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京国際空港Ｃ誘導路地盤改良工事（その３）

⑶　工事場所　東京都大田区羽田空港東京国際空港内

⑷　工事内容　本工事は、東京国際空港Ｃ誘導路の地盤改良工、付帯工、仮設工および調査工を施工するものである。

⑸　工　　期　契約締結日から平成25年３月29日まで

⑹　本工事は、入札時に「企業の高度な技術力［ＶＥ提案等の技術提案］及び［工事全般の施工計画］」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事であるとともに、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。

⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。

⑻　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

⑼　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。（詳細は入札説明書による。）

⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。